

第 6 6 号 議 案

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宿区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第 6 章 雑則（第 49 条）  
附則」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「限る」の次に「。第 4 項第 1 号において同じ」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 49 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正等に伴い、新宿区における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改める必要があるため